

添付 2 号様式

## 学 則

### 1 開講目的

高齢社会の中、多様化するニーズに対応したサービスを提供するために必要とされる専門的な知識や技術を持った介護員の養成を行い、地域福祉の向上、発展に貢献することを目的とする。

### 2 研修事業の名称 有限会社 ボールハールト 介護職員初任者研修

### 3 実施場所 <講義および演習>

#### 大開デイサービス

青森県弘前市大字小沢字大開 4 4 番地 2 1

#### <実習>

#### グループホーム ハールト

青森県弘前市中崎字荻田 260-2

### 4 研修期間

標準受講期間 3 ヶ月 年 1 回実施

### 5 研修課程及び形式

研修は、講義及び演習を中心に行うものとし、必要に応じて実習により行うことがある。すべての研修科目を通学形式で行う。

### 6 講師の氏名

担当講師名は別紙に定める。

但し、講師の都合により変更する場合がある。

### 7 研修修了の認定方法

#### (1) 出欠の確認方法

受講生出席簿を作成し、受講日当日に本人の印(又はサイン)をもらう。

出欠確認後、担当講師の印を押すこととする。

#### (2) 成績の評定方法

研修最終日に実施される筆記試験において、採点の結果、70点以上の成績を合格とする。

### (3) 修了認定の方法

修了の認定は、研修カリキュラムを全て履修し、かつ筆記試験において合格し、さらに受講料を完納しており、修了証明書の交付を受けた者とする。

8 開講時期 令和 6年 7月 6日～ 令和 6年 9月 29日

### 9 受講資格及び定員

受講資格は通学形式による研修終了が可能であると認められ、介護・福祉の業務への熱意をもって就業を希望している心身共に健康である18歳以上の者とする。定員は10名とする。

### 10 欠席者の取り扱い（遅刻・早退の扱いを含む）及び補講の取扱い（実施方法及び費用等含む）

- ① 事業所がやむをえないと認めた事情により研修の一部を受講できなかった場合には欠席届を提出させ、補講または次回の研修を受講させて同等の知識が得られるようにする。
- ② 1講義あたり10分以上の遅刻や中断は欠席扱いとし、補講対象とする。  
但し全時間数の1割以内の時間を超える補講はこれを認めない。
- ③ 修了試験において習得状況を確認した結果、評価基準を満たしていない場合については、必要に応じ補講等を行い、基準に到達するよう努める。
- ④ 補講についてはいずれも有料とする。補講料は1時間につき1500円とする。

### 11 科目免除の取扱いとその手続き方法

青森県介護員養成研修事業者指定要綱の通り取り扱う。ただし、受講料の減免措置はない。

### 12 受講手続（募集要領等）

#### (1) 募集時期及び方法

開講の3カ月前から当法人ホームページにより募集を開始し、受講を希望する者に対して受講案内と申込み用紙を送付する。

#### (2) 受講申し込み及び受講者の決定方法

受講希望者は所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送・FAXにて申し込むものとする。

### 13 受講料、実習費等

50,000円(税込み)(含、テキスト代)

### 14 解約条件及び返金の有無

- ① 受講者からの教材発送前のキャンセルについては、振込手数料を除いた全額を返金する。

教材発送後については教材費・送料・振り込み手数料等実費を差し引いて返金する。開講後については解約・返金は認めない。

② 受講者が1名以上いれば開講する。

15 受講者の個人情報の取扱い

① 研修運営上知りえた受講者にかかる個人情報は厳重に保管し、使用については適切に取り扱うこととし、無断で開示しない。

② 受講者は、実習等で知りえた利用者や入所者の個人情報を研修期間中及び修了後においても他に漏らさないこととする。

16 修了証を亡失・毀損した場合の取扱い

① 研修修了者から、亡失・毀損等による再発行の依頼があった場合にはこれに応じる。

② 修了証の再発行については、事務手数料として1,000円を徴収する。

17 その他研修実施に係る留意事項等

① 研修の秩序を乱している者、正当な理由なくして出席日数が8割未満である、学力劣等で修了の見込みがないと認められる者については、退学を命ずる事ができる。

② 本学則に定めない事項または解釈について疑義が生じた場合は、双方誠実に協議の上、決定するものとする。